1999 年から 2018 年に十二指腸濾胞性リンパ腫と診断された患者さんへ

診療情報を用いる後方視的研究へのご協力のお願い

大分県厚生連鶴見病院血液内科では、上記に該当される患者さんの診療情報等を利用して、後方視的検討を行います。研究の内容については当院の臨床研究倫理審査委員会にて許可されております。本研究に該当される可能性のある方で、ご自分の診療情報等を研究目的に利用してほしくない場合、または研究について詳細にお知りになりたい場合は担当医にお声かけください。

【研究課題名】

十二指腸型濾胞性リンパ腫の臨床病理学的特徴に関する後方視的検討

【研究責任者】

大分県厚生連鶴見病院血液内科 佐分利益穂

【研究の対象となる方】

1999 年から 2018 年に十二指腸濾胞性リンパ腫と診断され、当科にてフォローをされている患者さん

【研究の概要】

濾胞性リンパ腫は B 細胞性の悪性リンパ腫の一型であり、濾胞性の腫瘍増殖を特徴として消化管をはじめとする様々な節外性病変として発症することが知られています。消化管に発生する場合、十二指腸は好発部位のひとつであり、その多くは十二指腸の下行脚という部位に白色小顆粒状隆起として観察されます。近年、リンパ節病変やその他の消化管(胃、大腸)病変を主とする濾胞性リンパ腫と病理組織学的に異なる性質を示すことが知られるようになり、2016年の国際的な悪性リンパ腫の疾患分類の改訂において「十二指腸型濾胞性リンパ腫」という一つの疾患分類が確立されました。多くの症例は、病変が消化管もしくは周囲の腸間膜リンパ節腫大にとどまる限局期であり、経過観察のみで生命予後は良好とされています。一方で、3割程度はリンパ節病変や明らかな病変の進展を認めるとする前方視的検討結果もあり、その長期的な経過に関しては不明な点が多いです。治療に関しても、経過観察、リツキシマブ単独療法、R-CHOP療法など施設間格差があるのが現状です。このように、十二指腸型濾胞性リンパ腫は病理組織学的に独立した疾患として位置付けられて間もないことから、長期的な予後や経過観察を含む適切な治療選択に関する報告は限られています。そのため、本疾患群の臨床病理学的特徴を検討することは、重要な意義をもつと考えられます。

【研究の意義】

十二指腸型濾胞性リンパ腫の臨床病理学的特徴を明らかにする

【研究(調査)の方法・期間】

方法は、対象患者さんの臨床情報を医療記録より収集し、治療経過や予後の検討を行います。また、a) 診断確定時、b) 当院初回生検時、c) 化学療法後再発時、a)~c)のいずれかのパラフィンブロックが保管されている場合は、免疫染色を行い、病変の染色パターンの検討を追加します。

研究期間は、大分県厚生連鶴見病院における臨床研究倫理審査委員会の承認日から平成 32年3月31日までです。

【個人情報に関する配慮】

連結可能匿名化を行い、対応表は鍵のかかる庫で保管します。得られた結果は、学会や 医学雑誌に発表されることとなりますが、研究の結果を公表する際は個人が特定できない ようプライバシーに配慮致します。

【患者の利益と不利益】

この研究では治療介入を行いません。実地医療の結果を調べる後ろ向き観察研究であり、 本研究に参加することによる患者さんの利益、不利益はともにありません。

研究の趣旨を御理解いただき、研究へのご協力を賜りますようお願い申し上げます。 もし、本研究に該当される可能性のある方で、ご自分の診療情報等を研究目的に利用して ほしくない場合は担当医もしくは以下にご相談ください。

【お問い合わせ先】

〒874-8585 大分県別府市大字鶴見 4333 番地 大分県厚生連 鶴見病院 血液内科 佐分利益穂、中山俊之

電話番号(代表):0977-23-7111